

短期入所生活介護（介護予防） 利用料目安表（令和6年6月）

○従来型個室・多床室（共通）

※ 端数処理の加減で若干の誤差が生じます。

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本単価	451	561	603	672	745	815	884
サービス提供体制強化加算 I	22						
夜勤職員配置加算 I	なし		13				
看護加算 I	なし		4				
合計単位数	473	583	642	711	784	854	923
地域区分単価	10.55円						
サービス費用全額	4990	6151	6773	7501	8271	9010	9738
介護職員等処遇改善加算 I	699	511	562	623	687	748	808
合計金額	5689	6661	6773	8124	8958	9758	10546
1割利用者負担額（円/日）	569	666	677	812	896	976	1055
2割利用者負担額（円/日）	1138	1332	1355	1625	1792	1952	2109
3割利用者負担額（円/日）	1707	1998	2032	2437	2687	2927	3164

○加算項目（内容・要件・単位など）

サービス提供体制強化加算 I	介護福祉士を80%以上配置（満たさない月は加算Ⅱ 18単位）	22単位/日
夜勤職員配置加算 I	夜勤時間帯に基準を満たす職員を配置	13単位/日
介護職員等処遇改善加算 I	介護職員のためのキャリアアップ、賃金、職場環境の改善が行われていること	所定単位数の14/100加算
看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	規定に基づき手厚く看護師等を配置 ※空床利用のみ	4・8単位/日
送迎加算	希望者のみ送迎 ※通常区域外の場合 別途 片道300円	184単位/片道
療養食加算	医師の指示に基づき療養食を提供 ※食事指示書が必要	8単位/回（1日3回）
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画に計画されていない利用を緊急的に行う場合	90単位/日（7日間限度）
短期生活長期利用者提供減算	実質連続して利用が30日を超えた場合（31日目は全額自費）	マイナス30単位/日

○食費・居住費 及び 負担の軽減（負担限度額）について

利用者負担段階	食費（1食毎、1日上限）			居住費（1日）	
	朝 ¥300	昼 ¥600	夕 ¥600	多床室	従来型個室
第4段階	提供分の上記合計 1日1500円			870円	1150円
第3段階 - ②	1300円			370円	820円
第3段階 - ①	1000円			370円	820円
第2段階	600円			370円	420円
第1段階	300円			0円	320円

○その他

- 軽減認定を受けるためには条件があります。事前にお住まいの区の介護保険窓口への申請が必要となります。
内容：「介護保険負担限度額認定証」「京都市社会福祉法人利用者負担軽減確認証」など
- サービス利用の際、「介護保険被保険者証」「介護保険負担割合証」及び 軽減認定の証書類の提示が必要です。
- 医療費控除の対象者には、利用された年の翌1月中旬頃に確定申告に利用出来る『医療費控除一覧表』をお渡しします。